

兵庫県における環境影響評価制度のあり方について

【案】

平成24年 月

兵庫県環境影響評価審査会

目 次

はじめに	1
第1 環境影響評価制度の経緯及び検討の視点	2
第2 環境影響評価制度のあり方	3
1 早期における環境配慮（配慮書手続の導入）	3
(1) 配慮書手続の対象事業	
(2) 配慮書手続	
① 配慮書の作成等	
② 配慮書の公告及び縦覧等	
③ 配慮書住民意見書の提出	
④ 知事意見書の提出	
⑤ 地元市町長意見書の提出	
⑥ 意見の公表	
⑦ 概要書への反映	
2 概要書段階における説明会の開催	4
3 概要書、準備書、評価書の公告・公表の方法の変更	5
4 概要書、準備書、評価書のインターネット等による公表	5
5 要約書の作成	6
6 事後監視調査の実施等	6
(1) 法対象事業における事後監視調査の実施等	
(2) 事後監視調査結果報告書の公表	
7 その他	7
参考 環境影響評価制度のあり方の検討経緯	8
1 兵庫県環境影響評価審査会における審議過程	8
2 環境影響評価審査会 兵庫県環境影響評価制度のあり方検討 部会委員名簿	8
3 今後の環境影響評価制度の手続フロー図	9

1 はじめに

2

3 兵庫県は、環境影響評価に関する条例（平成9年3月条例第6号。以下、「条
4 例」という。）と環境影響評価法（平成9年6月法律第81号。以下、「法」とい
5 う。）の一体的な運用により、事業の実施に際し、環境の保全と創造について適
6 正な配慮がなされることを推進している。

7 平成23年4月に法が改正され、配慮書手続の新設、方法書段階における説明会
8 の開催の義務化等が新たに盛り込まれたことに伴い、平成23年12月27日、兵庫県
9 知事から兵庫県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という。）に対し、今後
10 の「環境影響評価法の一部改正に伴う環境影響評価制度のあり方について」諮問
11 があった。

12 このため、審査会は、この審議を環境影響評価制度のあり方検討部会を設置し検
13 討を行った。

1 第1 環境影響評価制度の経緯及び検討の視点

兵庫県は、昭和54年に「開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱」を、平成3年には「ゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手続に関する要綱」を定め、各種開発整備事業について環境影響評価手続を実施してきた。これら実績を踏まえ、平成9年3月に条例を制定し、平成10年1月に施行した。

その後、平成11年6月に法が施行され、法と条例の一体的な運用により、土地の形質の変更や工作物の新築等の事業の実施に際し、事業者による環境の保全と創造についての配慮がなされてきた。

一方、国は、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月に環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号。）を公布し、平成25年4月に全面施行される。

この改正では、方法書手続前の配慮書手続の創設、方法書説明会の開催、インターネット公表の義務化、環境保全措置の実施状況等の報告・公表等が新たに盛り込まれた。

この度、法の一部改正にあわせて、以下の4点について、環境影響評価制度のあり方の検討を行った。

① 早期における環境配慮

事業の早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を行い、事業に反映していくことが望ましいため、事業の早期における環境配慮（以下、「配慮書手続」という。）の創設について検討した。

② 概要書段階における説明会

概要書内容の理解を促進するため、概要書の手続段階での説明会の開催について検討した。

③ 概要書、準備書、評価書の公告・公表の方法

概要書、準備書、評価書（以下、「概要書等」という。）手続の迅速化や効率化を図るための概要書等の公告の主体、アクセスの利便性を向上させるためのインターネット等の活用について検討した。

また、概要書等は、一般的に分量が多く、内容も専門的であるため、これらを要約した書類（以下、「要約書」という。）の作成について検討した。

④ 事後監視調査の実施等

工事中や供用後の環境への影響を把握することが重要であるため、事後監視調査の実施及び調査結果の公表の方法について検討した。

1 第2 環境影響評価制度のあり方

3 1 早期における環境配慮（配慮書手続の導入）

4 事業実施に係る環境の保全について、より適切な配慮がなされるためには、
5 可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業
6 に反映していくことが望ましい。このため、概要書手続前の、事業の早期段
7 階において、計画を公表し、住民、地元市町及び県の意見を求めることによ
8 り、事業の位置・規模又は施設の配置・構造等を検討する制度として配慮書
9 手続を導入すべきである。

11 (1) 配慮書手続の対象事業

12 条例は、一定の種類及び規模以上の事業について、環境影響評価手続を
13 実施すべきこととしており、これらの条例対象事業については、早期にお
14 ける環境配慮が行われることが望ましく、また、配慮書手続も含め、従来
15 の概要書・準備書・評価書の手続と合わせて一貫した環境影響評価手続と
16 して制度設計することが適切であると考えられることから、全ての条例対
17 象事業について、配慮書手続を行うこととすべきである。

18 また、法第2種事業のうち法による配慮書手続を実施しない事業につい
19 ても、同様の理由から、条例による配慮書手続を行うべきである。

21 (2) 配慮書手続

22 制度の創設にあたっては、法制度を踏まえつつ、条例が法よりも対象事
23 業種が多く、また、対象事業規模も小さいことに鑑み、効率性の観点から
24 以下のような県独自の制度とすべきである。

25 ① 配慮書の作成等

26 事業者は、配慮書及びこれを要約した書類（以下、「配慮書等」とい
27 う。）を作成し、これを知事及び地元市町長に提出しなければならない。

28 ② 配慮書の公告及び縦覧等

29 事業者は、当該配慮書等の公告の方法について、あらかじめ、知事に
30 届け出なければならない。

31 また、事業者は、配慮書等を作成したときは、縦覧方法や意見送付先
32 等を、県や市町の公報又は広報誌、日刊新聞紙への掲載のうち、適切な
33 方法により公告し、公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するこ
34 ととする。これに合わせて、配慮書等をインターネット等により公表し
35 なければならない。

1 県は、住民や関係者のアクセスを容易にするため、事業者が掲載した
2 ホームページのリンクを県ホームページに掲載することとするが、事業
3 者がインターネット等で公表をすることが困難な場合は、事業者の依頼
4 により、県ホームページでインターネット等公表を行うなどの協力をす
5 べきである。

6 更に、事業者は、縦覧期間中に、配慮書の内容の周知に努めなければ
7 ならない。

8 ③ 配慮書住民意見書の提出

9 環境の保全と創造の見地から意見を有する者は、縦覧期間中に、当該
10 配慮書の内容について、事業者に意見書を提出することができる。

11 ④ 知事意見書の提出

12 知事は、縦覧期間中に、当該配慮書の内容について、審査会の意見を
13 聴取した上で、意見書を作成し、事業者に送付できる。

14 ⑤ 地元市町長意見書の提出

15 地元市町長は、縦覧期間中に、当該配慮書の内容について、意見書
16 を作成し、事業者に送付できる。

17 ⑥ 意見の公表

18 事業者は、縦覧期間終了後、意見の概要を速やかに公表しなければ
19 ならない。

20 ⑦ 概要書への反映

21 事業者は、住民、知事及び地元市町長の意見を勘案し、環境への配慮
22 に係る検討の経緯、検討の結果及び意見に対する見解を概要書に記載し
23 なければならない。

24 なお、県においては、事業種ごとに事業の早期段階における位置・規模又
25 は施設の配置・構造等の検討内容が異なることから、検討すべき事項を示す
26 必要がある。

27 28 2 概要書段階における説明会の開催

29 現行条例では、概要書段階の説明会開催に係る規定はなく、事業者が住民
30 へパンフレットの配布等により概要書の内容の周知に努めているところであ
31 る。

32 しかしながら、概要書には調査や予測の方法など専門的な内容が含まれて
33 おり、住民の理解を促進するためには、事業者による概要書の説明会を開催
34 することが有効である。また、法においては、方法書の記載事項の周知を図
35 るため、事業者に、方法書の説明会を開催することが新たに義務付けられた

1 ところである。

2 これらを踏まえて、条例においても、概要書の手続段階で、事業者は説明
3 会を開催することを規定すべきである。

4 なお、概要書説明会の開催時期は、概要書の縦覧期間内とし、開催場所は
5 地元市町とすることが適当である。

6 7 **3 概要書、準備書、評価書の公告・公表の方法の変更**

8 現行条例では、事業者が作成した概要書等の縦覧場所や期間等について、
9 知事が兵庫県公報に登載することにより公告、縦覧を行うこととしている。

10 しかしながら、兵庫県公報へ登載する手続に、概要書等の各段階において
11 2週間程度を要しており、手続を迅速かつ効率的に進める観点から、公告・
12 公表及び縦覧の手続の主体を事業者とすべきである。

13 事業者は、概要書等を作成したときは、当該概要書等の公告の方法につい
14 て、あらかじめ、知事に届け出ることとし、縦覧方法や意見送付先等を、県
15 や市町の公報又は広報誌、日刊新聞紙への掲載のうち、適切な方法により公
16 告することとすべきである。

17 なお、公告とは別に、事業者及び県において、住民や関係者への十分な周
18 知・広報措置をとることが望まれる。

19 また、縦覧場所は、事業者の事務所のみならず、県や地元市町の庁舎等に
20 において行うこととすべきである。

21 なお、住民意見の提出先はこれまでどおり知事とする。

22 23 **4 概要書、準備書、評価書のインターネット等による公表**

24 現行条例では、概要書等の縦覧は、知事が、紙媒体により実施している。

25 一方、法においては、事業者に、環境影響評価に関する図書及びその要約
26 した書類を、紙媒体に加え、新たにインターネット等により公表することが
27 義務付けられた。

28 住民の概要書等へのアクセスの利便性を向上させることにより、情報交流
29 の充実を図ることが重要であるため、居住地域や縦覧場所の開閉時間などに
30 限定されることなく、概要書等が閲覧できる仕組みが必要である。

31 これらを踏まえて、条例において、事業者に対し概要書等をインターネッ
32 ト等により公表することを義務づける制度を設けるべきである。

33 概要書等の著作権が事業者であることから、インターネット等公表の主体
34 は事業者とすべきである。

35 県は、住民や関係者のアクセスを容易にするため、事業者が掲載したホー

1 ムページのリンクを県ホームページに掲載することとするが、事業者がイン
2 ターネット等で公表をすることが困難な場合は、事業者の依頼により、県ホ
3 ームページでインターネット等公表を行うなどの協力をすべきである(以下、
4 要約書のインターネット等による公表(「5 要約書の作成」)及び事後監視
5 調査結果報告書のインターネット等による公表(「6(2) 事後監視調査結果
6 報告書の公表」)においても同様とする。)

7 概要書等のインターネット等公表の期間は、縦覧期間とすべきである。
8

9 5 要約書の作成

10 現行条例では、概要書等を要約した書類の作成は規定されていない。概要
11 書等は一般的に分量が多く、内容も専門的であるため、住民がより理解しや
12 すい情報提供制度が必要である。

13 一方、法においては、方法書の内容を解りやすく周知するため、環境影響
14 評価に関する図書を要約した書類を作成し、公表することが新たに規定され
15 た。

16 このため、条例においても、事業者に、概要書等の要約書の作成及びイン
17 ターネット等による公表を義務付けることが適当である。
18

19 6 事後監視調査の実施等

20 (1) 法対象事業における事後監視調査の実施等

21 現行条例では、事業者は、工事着手後、事後監視調査を実施するととも
22 に、工事や供用による影響を確認できるよう供用開始後概ね3年後までの
23 間、毎年、調査を行い、結果を知事へ報告しなければならないこととして
24 いる。また、知事は、報告の内容について審査を行い、環境の保全と創造
25 について、事業者に必要な措置を講ずることを求めることができる。

26 これを踏まえて、法対象事業についても、条例対象事業と同様に、工事
27 着手後から供用後開始後概ね3年後までの間、毎年、調査を行い、結果を
28 知事へ報告することとすべきである。また、知事は、報告の内容について
29 審査を行い、環境の保全と創造について、事業者に必要な措置を講ずるこ
30 とを求めることができることとすべきである。
31

32 (2) 事後監視調査結果報告書の公表

33 現行条例では、事後監視調査結果報告書の公表の規定はないため、事後
34 監視調査結果報告書についても、概要書等と同様に、紙媒体で閲覧できる
35 ようにするとともに、インターネット等により公表する制度を設けるべき

1 である。

2 事後監視調査結果報告書のインターネット等公表の期間は、30日とすべ
3 きである。

4 5 7 その他

6 配慮書等、概要書等及びこれらの要約書、事後監視調査結果報告書につい
7 て、前述のように、事業者に対し縦覧期間中など一定期間インターネット等
8 により公表することを義務づけることとするが、事業者においては、インタ
9 ーネット等公表の期間終了後も、住民等が上記の配慮書・概要書等のインタ
10 ーネット等による閲覧ができるよう、施設供用後概ね5年後まで、ホームペ
11 ージに掲載することが望ましい。

12 なお、この場合においても、県は、義務づけられた公表期間と同様に、事
13 業者のホームページのリンクを県ホームページに掲載し、また、事業者の依
14 頼により県ホームページで公表するなどの対応を行うべきである。

15

1 参考 環境影響評価制度のあり方の検討経緯

2 1 兵庫県環境影響評価審査会における審議過程

開催年月日等	審議事項
平成 23 年 12 月 27 日	(環境影響評価審査会) ・「環境影響評価法の一部改正に伴う環境影響評価制度のあり方について」諮問 ・部会の設置について審議
平成 24 年 1 月 27 日	(第 1 回部会) ・主な検討事項の方向性と論点
平成 24 年 3 月 22 日	(第 2 回部会) ・早期における環境配慮 ・事後監視調査 ・インターネット公表
平成 24 年 6 月 1 日	(第 3 回部会) ・第 2 回の指摘事項に対する方向性 ・早期における環境配慮 ・事後監視調査 ・インターネット公表
平成 24 年 12 月 4 日	(第 4 回部会) ・部会報告とりまとめ
平成 24 年 12 月 26 日	(環境影響評価審査会) ・答申案審議
平成 24 年 12 月 28 日 ～ 1 月 18 日	(パブリックコメント実施) 「環境影響評価法の一部改正に伴う環境影響評価制度のあり方について(案)」県民意見の募集

3

4 2 環境影響評価審査会 兵庫県環境影響評価制度のあり方検討部会委員名簿

5

(五十音順)

	氏名	勤務先等	専門分野
部会員	小谷 通泰	神戸大学大学院海事科学研究科 教授	交通工学
部会員	西村 多嘉子	大阪商業大学総合経営学部 教授	消費経済
部会員	花田 眞理子	大阪産業大学人間環境学部 教授	生活環境学
部会員	山口 克人	大阪大学名誉教授	大気汚染
部会長	山下 淳	関西学院大学法学部 教授	法律学
部会員	山中 芳夫	大阪学院大学経営学部 教授	環境政策

1 3 今後の環境影響評価制度の手続フロー図

太字が変更箇所

